

神山町本人通知制度事前登録申請書

神山町長 殿

神山町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (通知対象者)	フリガナ	連絡先 (電話番号)	自宅・携帯・その他		
	印				
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女		
現住所	〒 -				
通知対象	□住民票関係	□現住所と同じ 神山町		世帯主	
		□最新の住民票のみ □その他の住民票（別紙のとおり）			
	□戸籍関係	神山町		筆頭者	
		□最新の戸籍のみ □その他の戸籍（別紙のとおり） □最新の附票のみ □その他の附票（別紙のとおり）			

※代理人による申請の場合は、次の欄に記入してください。

代理人区分	□法定代理人（□未成年法定代理人 □成年後見人） □代理人 □その他			
代理人住所	□申請者の現住所と同じ			
代理人氏名	フリガナ	連絡先 (電話番号)	自宅・携帯・その他	
	印			
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女	

《注意》次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) 申請者又は代理人が、本人であることを証する書類（運転免許証、旅券、個人番号カード等）
- (2) 法定代理人であるときは、(1)の他にその資格を証明する書類（戸籍謄本、登記事項証明書等）
- (3) 法定代理人以外の代理人であるときは、(1)の他に代理人である旨を証明する書類（委任状）
- (4) 現在、神山町に住民票も戸籍もない方は、現在の住所を証する公的な書類（住民票の写し等）

■裏面の説明及び注意事項について確認しました。署名（本人又は代理人）

※事務処理欄（次の欄は記入しないでください。）

本人確認	□運転免許証 □旅券 □個人番号カード □健康保険証 □在留カード □特別永住証明書 □その他（ ）	受付	名簿
代理権限	□戸籍謄本等（公簿確認・原本還付） □委任状 □登記事項証明書（原本還付）	処理	
登録番号	登録年月日（ 年 月 日）		

(様式第1号裏面)

## **本人通知制度事前登録における注意事項**

1 この制度は、住民票の写しや戸籍謄本・抄本等（以下「住民票の写し等」という。）を第三者に交付した場合において、事前に登録された方（以下「事前登録者」という。）に対し、その交付の事実を通知し、不正請求の抑止並びに不正取得による個人の権利の侵害及び防止を図ることを目的とした制度です。登録日の翌日以降に第三者に住民票の写し等を交付したときは、事前登録者に神山町住民票の写し等第三者交付に係る交付通知書（以下「通知書」という。）を送付します。

**※ 第三者から住民票の写し等の請求があった場合に、その交付を拒否したり、交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。**

2 対象となる証明書

- ① 住民票の写し（除票、改製原を含む。）
- ② 住民票記載事項証明書（除票、改製原を含む。）
- ③ 戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。磁気ディスクをもって調整される以前のものを除く。）
- ④ 戸籍謄本・抄本〔全部・個人事項証明書〕（除籍、改製原を含む。）
- ⑤ 戸籍記載事項証明書・一部事項証明（除籍、改製原を含む。）

3 第三者とは、本人以外の者です。ただし、次の請求は通知の対象になりません。

- ① 登録者本人、同一世帯員からの住民票の写しの請求
- ② 登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系の尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求
- ③ 国又は地方公共団体からの請求
- ④ その他町長が特別な理由による請求であると認めた請求

**※ 通知書は、事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付した場合に限り送付します。また、事前登録者と同一の世帯又は同一戸籍に属する者であっても、事前登録をしていなければ通知の対象とはなりません。**

4 通知の内容は、交付年月日、交付証明書の種別及び通数並びに交付請求者の種別（代理人、第三者（個人）、第三者（八士業）、第三者（八士業以外の法人））です。

**※ 交付請求者の住所や氏名を通知することはしません。**

**※ 通知のあった交付請求について、神山町個人情報保護条例（平成17年条例第23号）に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも、法人の名称や特定事務受任者の氏名等以外の第三者に関する個人情報については非開示となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。**

\* 八士業（特定事務受託者）とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

5 住所、氏名等事前登録した内容に変更が生じた場合は、本制度における変更の届出が必要です。なお、変更の届出を行わなかったことにより通知書が返戻された場合は登録を廃止します。

6 登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで継続します。ただし、上記5に加え、登録者が死亡又は失踪宣告を受けた場合、海外に転出した場合、住民票が職権消除された場合、住民票除票等が保存期間経過により廃棄された場合等は登録を廃止します。

7 登録に必要な場合は、住民基本台帳や戸籍等の内容を確認する場合がありますので御了承ください。